

平成30年 6 月 11 日 開会

平成30年 6 月 11 日 閉会

平 成 3 0 年 三 宅 町 議 会 第 2 回 定 例 会 会 議 録

三 宅 町 議 会

平成30年6月三宅町議会第2回定例会会議録目次

招集告示	1
会期日程表	2
第 1 号 (6月11日)	
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	3
職務のため会議に出席した者の役職氏名	3
議事日程	4
議長挨拶	5
町長挨拶	5
開会の宣告	5
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案第30号～議案第33号、報告第1号及び報告第2号の上程、説明、 質疑、討論、採決	6
同意第5号の上程、説明、質疑、採決	10
同意第6号の上程、説明、質疑、採決	11
諮問第1号の上程、説明、意見、採決	12
諮問第2号の上程、説明、意見、採決	13
発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
一般質問	15
瀬 角 清 司 君	15
松 本 健 君	19
森 内 哲 也 君	25
川 口 靖 夫 君	30
辰 巳 光 則 君	34
衣 川 喜 憲 君	43

町長挨拶	51
閉会の宣告	51
署名議員	53

三宅町告示第 7 1 - 5 号

平成 3 0 年 6 月三宅町議会第 2 回定例会を
次のとおり招集する

平成 3 0 年 5 月 2 3 日

三宅町長 森 田 浩 司

記

- 1. 招集日時 平成 3 0 年 6 月 1 1 日 月曜日
午 前 1 0 時 0 0 分 開 会
- 1. 招集場所 三宅町役場 3 階 議会議場

平成30年6月三宅町議会第2回定例会

会期日程表

平成30年6月11日月曜日 1日間

目次	月日曜日	開会時間	摘要
第1日目	6月11日月曜日	午前10時00分	定例会開会

平成30年6月三宅町議会第2回定例会〔第1号〕

招集の日時 平成30年6月11日月曜日午前10時00分開会

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

瀬 角 清 司	松 本 健	森 内 哲 也
辰 巳 光 則	松 田 晴 光	衣 川 喜 憲
植 村 ケイ子	川 口 靖 夫	池 田 年 夫
辰 巳 勝 秀		

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 浩 司	副 町 長	松 浦 功 治
教 育 長	澤 井 俊 一	総 務 部 長	岡 橋 正 識
みやけイノベーション推進部長	森 本 典 秀	住民福祉部長	宮 内 秀 樹
健康子ども局長	宮 内 秀 樹	まちづくり推進部長	江 蔵 潔 明
教育委員会事務局長	東 浦 一 人	会 計 管 理 者	吉 田 明 宏

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	中 谷 亮 一	モニター室係	川 人 哲 也
モニター室係	川 口 奈 己	モニター室係	小 西 魁 斗

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

5 番 議 員	松 田 晴 光	6 番 議 員	衣 川 喜 憲
---------	---------	---------	---------

平成30年6月三宅町議会第2回定例会〔第1号〕

議 事 日 程

平成30年6月11日 月曜日

午 前 10時00分 開 会

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会 期 の 決 定 |
| 日程第3 | 議案第30号 平成30年度三宅町水道事業会計第1回補正予算について |
| 日程第4 | 議案第31号 三宅町自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第32号 三宅町税条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第33号 財産の取得について |
| 日程第7 | 報告第1号 平成29年度三宅町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第8 | 報告第2号 平成29年度三宅町水道事業会計予算繰越計算書の報告について |
| 日程第9 | 同意第5号 三宅町固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第10 | 同意第6号 三宅町政治倫理審査会委員の選任について |
| 日程第11 | 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第12 | 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第13 | 発議第3号 所得税法第五十六条の見直しを求める意見書 |
| 日程第14 | 一般質問について |

◎議長挨拶

○議長（植村ケイ子君） 皆さん、おはようございます。定刻より2分ほど早いんですが、皆さんおそろいようですので始めたいと思います。

本日、平成30年6月三宅町議会第2回定例会を招集されましたところ、議員各位にはご出席いただき、ありがとうございます。

本日提案されております議案につきましては、平成30年度三宅町水道事業会計第1回補正予算についてを初めとする議案4件、報告2件、同意2件、諮問2件、発議1件が提出されております。

議員各位におかれましては、慎重にご審議を賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか電源をお切りくださいますようお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（植村ケイ子君） 開会に先立ち、森田町長よりご挨拶をいただきます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議員の皆様、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、平成30年6月三宅町議会第2回定例会の開会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。議員各位には公私ご多忙の中ご出席いただき、厚く御礼申し上げます。また、日ごろより町政発展のためご支援、ご協力を賜っておりますことを重ねて御礼申し上げます。

本定例会に提出をいたしております案件は、議案4件、報告2件、同意2件、諮問2件の重要案件をご提案申し上げ、ご審議を願うわけでございます。

議員皆様におかれましては、何とぞ慎重ご審議賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

◎開会の宣告

○議長（植村ケイ子君） ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

よって、平成30年6月三宅町議会第2回定例会は成立しましたので開会し、直ちに本日の

会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（植村ケイ子君） なお、本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（植村ケイ子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により5番議員、松田晴光君及び6番議員、衣川喜憲君の2人を指名します。

◎会期の決定

○議長（植村ケイ子君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日の1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日の1日間とすることに決定しました。

◎議案第30号～議案第33号、報告第1号及び報告第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（植村ケイ子君） これより議事に入ります。

お諮りいたします。

日程第3、議案第30号 平成30年度三宅町水道事業会計第1回補正予算についてより日程第13、発議第3号 所得税法第五十六条の見直しを求める意見書までの各議案につきましては、既に招集通知とともに配付いたしておりますので、各位におかれましては熟読願っている関係上、この際議案の朗読を省略したいと思います。

お諮りいたします。

日程第3、議案第30号 平成30年度三宅町水道事業会計第1回補正予算についてより日程

第8、報告第2号 平成29年度三宅町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてまでの議案4件、報告2件を一括上程したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植村ケイ子君) 異議なしと認め、一括上程いたします。

議案の朗読を省略し、森田町長より提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長(森田浩司君) 議長のお許しをいただきましたので、平成30年6月三宅町議会第2回定例会に提出をいたしました各議案についてご説明申し上げます。

議案第30号 平成30年度三宅町水道事業会計第1回補正予算についてご説明いたします。

予算書の3ページをごらんください。

今回の補正の理由は、上下水道課職員のうち水道事業会計で支弁する人件費について、当初予算確定後の人事異動による過不足調整のためであり、収益的収入及び支出の支出において、款21水道事業費用、項01営業費用、目20総係費、節005手当の住居手当、通勤手当、時間外手当で78万7,000円、節007賞与引当金繰入額で18万2,000円、節010賃金で11万7,000円、節020法定福利費で5万1,000円をそれぞれ増額し、合わせて113万7,000円の増額を行っております。

このことにより、補正後の予算額は1億8,258万3,000円となっております。

議案第31号 三宅町自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定については、石見駅周辺整備工事が平成30年7月末日をもって竣工し、工事引き渡しを受けることに伴い、同工事によって移設された石見駅西側自転車駐車場の本条例に定める位置について変更し、「三宅町大字石見483番地の5外」と定めるため、改正を行うものでございます。

あわせて、これまでの位置の表示において使用していた所在地の「小字」の削除を行うものであります。

議案第32号 三宅町税条例等の一部を改正する条例の制定については、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成30年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、三宅町税条例等の一部を改正する必要があるものでございます。

主な改正の内容は、住民税関連で、平成32年4月1日施行として、法人住民税に係る電子申告の義務化、平成33年1月1日施行として、障害者、未成年者、寡婦(寡夫)に対する非課税措置の所得要件の引き上げ、基礎控除額及び調整控除額に所得要件の創設、年金所得者

にかかわる配偶者特別控除の申告要件見直しを行うものであり、たばこ税関連では、税率を平成30年10月1日から1本当たり1円ずつ3段階で引き上げること、加熱式たばこにかかわる課税方式の見直しを平成30年10月1日から5年間をかけて段階的に移行するため、改正を行うものであります。

また、固定資産税関連では、生産性向上特別措置法の規定により、中小企業の一定の設備投資について固定資産税の特例措置を講じる、いわゆる「わがまち特例」であり、同法律の施行の日をもって本条例を施行するため、改正を行うものであります。

議案第33号 財産の取得については、通信インフラ設備機器一式の取得につき、公募型プロポーザル方式による提案業者を募集したところ、3社の参加表明があり、うち2社から提案書の提出がありましたので、去る5月18日に審査を実施し、契約の相手方となる候補者を選定いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を賜りたく提出を行うものでございます。

契約の相手方は、住所、奈良県奈良市下三条町1番地1、氏名、西日本電信電話株式会社奈良支店、奈良支店長、大野昇であり、業務委託契約全体額は2,484万円、うち財産の取得に係る金額は1,383万4,476円でございます。

報告第1号 平成29年度三宅町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、平成29年度に予算計上を行った事業のうち、公共施設耐震化事業、上但馬火葬場煙突及び火葬炉解体事業、交通安全対策事業、社会資本整備総合交付金事業、近鉄石見駅周辺整備事業の5事業において、平成30年度に繰り越しを行う事業費並びに繰り越すべき財源について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

報告第2号 平成29年度三宅町水道事業会計予算繰越計算書の報告については、飛鳥川中小河川改修事業に伴う水道管移設工事において、県の河川改修事業の工期が延長したことにより、平成30年度へ繰り越して執行を行う必要が生じたものであり、地方公営企業法第26条第3項の規定により、これを議会に報告するものであります。

以上が、今定例会に提出いたしました議案第30号から報告第2号までの提案説明とさせていただきます。

議員各位におかれましては、何とぞ慎重ご審議いただき、ご可決、ご同意を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

○議長（植村ケイ子君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

日程第3、議案第30号 平成30年度三宅町水道事業会計第1回補正予算についてより日程

第6、議案第33号 財産の取得についてまでの議案4件の総括質疑はありませんでしたので、質疑は終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植村ケイ子君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

お諮りします。

日程第3、議案第30号 平成30年度三宅町水道事業会計第1回補正予算についてを採決します。

この採決は起立で行います。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第4、議案第31号 三宅町自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第5、議案第32号 三宅町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第6、議案第33号 財産の取得についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（植村ケイ子君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第7、報告第1号 平成29年度三宅町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてより日程第8、報告第2号 平成29年度三宅町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてまでの2件は、地方自治法施行令第146条第2項の規定及び地方公営企業法第26条第3項の規定により町長の説明がありましたので、これを報告とします。

◎同意第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（植村ケイ子君） お諮りします。

日程第9、同意第5号 三宅町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 同意第5号 三宅町固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、委員1名の任期が平成30年6月30日をもって満了となることから、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものであり、住所、氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。

住所 磯城郡三宅町大字但馬647番地の1。

氏名 萱野新治郎。

生年月日 昭和25年10月3日。

再任であります。ご同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（植村ケイ子君） これに対して質疑はありませんか。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（植村ケイ子君） 質疑なしと認めます。

それでは、本件について討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（植村ケイ子君） 本件は、これに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（植村ケイ子君） 起立全員と認めます。

よって、本件は同意することに決定しました。

◎同意第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（植村ケイ子君） お諮りします。

日程第10、同意第6号 三宅町政治倫理審査会委員の選任についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 同意第6号 三宅町政治倫理審査会委員の選任については、委員5名の任期が平成30年6月30日をもって満了となることから、三宅町政治倫理条例第5条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものであり、住所、氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。

住所 礪波郡三宅町大字三河558番地の1。

氏名 安井茂治。

生年月日 昭和17年2月27日。

続いて、

住所 礪波郡三宅町大字小柳434番地。

氏名 細井秀和。

生年月日 昭和15年8月1日。

続きまして、

住所 礪波郡三宅町大字上但馬123番地。

氏名 吉田佳都恵。

生年月日 昭和24年7月3日。

住所 礪波郡三宅町大字屏風54番地の14。

氏名 神田洪行。

生年月日 昭和22年9月29日。

住所 礪波郡三宅町大字伴堂137番地の26。

氏名 田中 治。

生年月日 昭和20年12月1日。

いずれの委員も再任でございます。ご同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（植村ケイ子君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 質疑なしと認めます。

それでは、本件について討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 本件は、これに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（植村ケイ子君） 起立全員と認めます。

よって、本件は同意することに決定しました。

◎諮問第1号の上程、説明、意見、採決

○議長（植村ケイ子君） 日程第11、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、平成30年9月30日付で委員1名の任期が満了となることから、後任の委員の推薦につき議会の意見を求めるものでございます。

住所、氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。

住所 磯城郡三宅町大字屏風430番地の18。

氏名 西本悦子。

生年月日 昭和23年2月1日。

引き続きの推薦であります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（植村ケイ子君） ただいま町長の説明が終わりました。ご意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 意見なしと認めます。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見

を求めることについて、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり決することに決定しました。

◎諮問第2号の上程、説明、意見、採決

○議長(植村ケイ子君) 日程第12、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長(森田浩司君) 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、平成30年9月30日付で委員1名の任期が満了となることから、後任の委員の推薦につき議会の意見を求めるものでございます。

住所、氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。

住所 磯城郡三宅町大字伴堂421番地の11。

氏名 松嶋伸和。

生年月日 昭和23年5月23日。

引き続きの推薦であります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(植村ケイ子君) ただいま町長の説明が終わりました。ご意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植村ケイ子君) 意見なしと認めます。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり決することに決定しました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(植村ケイ子君) 日程第13、発議第3号 所得税法第五十六条の見直しを求める意見書を議題とし、上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（植村ケイ子君） 異議なしと認め、提出者の森内議員より提案理由の説明を求めます。

森内哲也君。

○3番（森内哲也君） ただいま議長よりお許しをいただきましたので、本会議に提出させていただいた意見書の説明をさせていただきます。

まず、最初に、所得税法第五十六条の見直しを求める意見書です。

「やめてしまえ」と廃止を求めるものではございません。ちょうど8年ぐらい前になるかと思うんですけれども、廃止を求める運動が、ある政党の主導で行われましたけれども、それとは全く関係なく、一線を画しております。

ということで、では、所得税法第五十六条の見直し、なぜ求めるのですかということですが、けれども、単純に言えば、時代に合わなくなっている、そして矛盾が出てきている、そういうことです。

この五十六条の内容ですけれども、通常、事業をする場合は人を雇いますと、その方、労働者に払う賃金は経費として売り上げから差し引いて利益の計算をする、これ普通なんですけれども、この五十六条というのは、その労働が親族の労働であれば正当に評価されない、そういう内容ということです。

女性の社会進出が進み、外に働きに出れば、正当に評価されて給与がもらえるんだけど、自宅の事業を手伝うと、その労働が正当に評価されない、そんなことで働く女性の方々からも、自宅の仕事、中小などで手伝っている方ですね、批判が上がってきたりしています。

また、所得税の申請において、青色申告と白色申告、そういうのがあると思います。申告の仕方、青色だったら認められる、でも白色だったらだめとかという、そういう矛盾もあって、何か憲法の保障する平等に違反するというような批判もある、そういうことです。

ということで、所得税法第五十六条の内容がちょっと時代に合わなくなっているのも、廃止ではなくて、国として見直してください、そういう意見書の内容になります。

三宅町、やはり中小企業が多いですので、家族経営や中小の企業で働く家族の労働の評価、公平にしてくださいと声を上げることは、三宅町においても必要なことではないかと考えております。

議員の皆様の賛同をいただけたらと思います。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） ただいま説明が終わりました。

日程第13、発議第3号 所得税法第五十六条の見直しを求める意見書を議題とし、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植村ケイ子君) 質疑なしと認めます。質疑は終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植村ケイ子君) 討論なしと認めます。討論は終結します。

お諮りいたします。

日程第13、発議第3号 所得税法第五十六条の見直しを求める意見書を採決します。

本件を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

◎一般質問

○議長(植村ケイ子君) 日程第14、一般質問についてを議題とします。

一般質問を行います。今定例会に通告されました議員の発言を許します。

◇ 瀬 角 清 司 君

○議長(植村ケイ子君) 1番議員、瀬角清司君の一般質問を許します。

瀬角清司君。

○1番(瀬角清司君) ただいま議長より発言を許していただきましたので、一般質問をさせていただきますと思います。

太子道の周辺設備についてなんですが、ことし4月に本町の隣、田原本町で、国道24号線沿いに道の駅「レスティ唐古・鍵」と、郷土の歴史も学べる史跡公園が隣接し、オープンしてにぎわっております。隣町とはいえ、磯城郡の観光拠点となり、喜ばしいところではあります。

本町、三宅町でも、今後、グローブ100周年記念事業なども計画されておりますが、歴史の観点の事業も大事に思うところではあります。

そこで、幾つかの重要文化財などがある本町の屏風から伴堂にかけての太子道は、本町の

観光の一つであります。その太子道ですが、近辺では倒壊の恐れもあり、空き家が放置されたままの状態ですし、景観も悪く、このままでは決して誇れる観光拠点とはなり得ません。何らかの対策をとり、整備事業を考える必要があると思われますが、今後、太子道に関して、あるいは周辺の環境整備に対しては、町長はどのようにお考えでしょうか。見解をお聞かせください。

なお、再質問は自席にて行いますのでよろしくお願いします。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（森田浩司君） 1 番、瀬角議員のご質問に回答させていただきます。

議員おっしゃるように、太子道は本町の大切な観光資源の一つであります。特に、本町の区間は、飛鳥時代に聖徳太子が斑鳩宮から三宅の原を経て、飛鳥の小懇田宮へ通われた太子道の中で現在まで痕跡する直線区間であり、本町にとっても大切な歴史文化資源として認識しております。

また、ことし11月に19回目を迎える“太子道の集い”では、「聖徳太子をこの地にて地元の方々により“おもてなし”をした。」という故事にちなみ、法隆寺主催のウォーキングラリーのご一行様を“おもてなし”させていただいており、太子道は観光拠点としても重要な役割を果たしているものと考えます。

また、2021年には聖徳太子没後1400年を迎えることから、奈良県では聖徳太子プロジェクトも展開され、その取り組みも古代から現代につながる1400年にも及ぶ悠久の歴史遺産として注目を浴びており、今後、さまざまな角度から歴史文化資源の整備・活用が進められると思われま

す。本町も、今年度は太子道案内板整備事業として太子道沿いに案内看板を整備しますが、以降も引き続き太子道沿いの観光整備はもとより、訪れた方に丁寧な“おもてなし”ができるよう、ふるさと納税基金の有効活用とともに、町づくり活動の活性化につながるクラウドファンディング等の住民の皆様が主体となる手法を行政として支援していくことも検討しながら、協働の取り組みをさらに進めてまいりたいと考えております。

なお、太子道沿いの倒壊の恐れのある空き家に対しては、三宅町空き家対策計画に基づき、特定空き家等の指定に向けて進めているところでございます。

○議長（植村ケイ子君） 瀬角君。

○1 番（瀬角清司君） いろいろ真面目に議論していただきまして、そもそも町長は、町内でのこの観光拠点となるところはいろいろありますが、どこだとお考えになられておるでしょ

うか。ちょっとお聞かせ願えますか。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（森田浩司君） ただいまお答えさせていただいたとおり、太子道はもとより、グローブという100周年を迎えるという資源もあります。さらには古墳群という資源もあります。そのようなさまざまな資源、恋人の聖地もそうですけれども、さまざまな資源が三宅町にはまだまだあると考えております。

○議長（植村ケイ子君） 瀬角君。

○1番（瀬角清司君） いろんな三宅町のグローブもありますが、観光で来られるお客さんは、やっぱり太子道なり三宅の古墳群ではないかと私は思っておるんです。そういった観光の方を呼ぶのには、やっぱり太子道の整備が一番必要ではないかなと思っていまして、太子道の環境美化なども全然できていないのではないかなと思っていまして、昨年11月、例年ですけれども、太子道の集いの前にごみ拾いを1回やるだけと、それで美化活動程度ではなかなか美化とは言えないと思いますし、こういったところはどうお考えでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 今の再質問なんですけれども、美化活動についてということのご質問ですけれども、やはり行政だけで行うものではなく、住民の皆様と協働の取り組みを進めてまいるべきだと考えております。

○議長（植村ケイ子君） 瀬角君。

○1番（瀬角清司君） それと、昨年の8月に行われた住民フォーラムでは、太子道のトイレの要望が住民の方からすごく多く出ていましたよね。そういったトイレの要望などは、踏まえた後、設置などは検討されたりされましたか。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（森田浩司君） もちろん担当者とも協議をさせていただきました。そのような意見がたくさんあるということも認識しているところでございます。しかしながら、トイレだけの整備では、またもったいないところもありますし、まず運営をどうしていくのかなど、さまざまな課題が今浮き彫りになっていたところです。その中で、先ほども申し上げたとおりクラウドファンディング等を活用しながら、民間の資金等、そして住民さんの活動というのを行政としても支援していく取り組みというところを進めていくことによって、よりよい太子道の整備につながると考えております。

○議長（植村ケイ子君） 瀬角君、どうですか。

○1 番（瀬角清司君） それで、そうしたら、最後のほうに倒壊の恐れのある空き家に対しては、三宅町空き家対策計画に基づき、特定空き家等の指定に向けて進めているところでありまして、何か書いてありますが、これ私も入って2年半ぐらい前、一番最初にこの問題させてもらったと思うんです。そこから一向にあの空き家変わりませんよね。全然その対策がなされていないのじゃないかなと思っているんですが。

○議長（植村ケイ子君） どちら様が回答なさいますか。

江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 特定空き家に関しましては、法的手順というのがございます。現在、特定空き家を定める基準を担当課内で協議しており、基準が決まれば特定空き家ということで協議会のほうにお諮りさせて決めますと、それからなおかつまだ指導・助言、そして勧告等の手続を踏み、相手の意見聴取をした後という手続を踏まなければ、なかなか難しいところございますので、その辺ちょっとご理解願いたいと思います。

○議長（植村ケイ子君） 瀬角議員。

○1 番（瀬角清司君） 手続等踏むのに2年半もかかっちゃうものなんではないでしょうか。私言いたいのは、今のこの景観も悪いですが、倒壊の恐れがある家は、幸いにも道向いては倒壊しそうだとは思われないんですが、でも道向いて、もし倒壊なんかしましたら、あそこはやっぱり児童の通学路でもありますし、倒壊してけがをしたときの責任の所在とかもやっぱり突かれてくることだと思うんです。ですから、そのあたり早急に議論していただいて、解決してもらわないと、何らかのことがあってからは遅いと思うんですが。

○議長（植村ケイ子君） その辺いかがですか。

江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 議員言われることももっともだと思います。協議会のほうでできるだけ頑張って早く処理したいとは思っております。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 瀬角君。

○1 番（瀬角清司君） ですから、先ほどクラウドファンディング化しまして、町官上げてされるということがやっぱり太子道については必要だと思いますので、今後とも、また一刻も早く整備事業を取り組んでいってほしいなということを提言して、一般質問を終わらせてもらいます。

○議長（植村ケイ子君） ご苦労さまでした。

瀬角清司君の一般質問を終わります。

◇ 松 本 健 君

○議長（植村ケイ子君） 続きまして、2番議員、松本 健君の一般質問を許します。

松本 健君。

○2番（松本 健君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問を行わせていただきます。

私は、近鉄石見駅周辺整備についてお伺いしたいと思います。

昨年9月に見直された都市計画マスタープランというのを拝見いたしました。

そこには、三宅町を東部、中部、西部の3地区に分け、それぞれの現状分析、都市計画が示されており、過疎対策としても大いに期待できるものと感じました。

そのマスタープランにおいて、近鉄石見駅周辺整備の方針としては、ロータリーの整備、道路、踏切の拡幅に加えて、「地区の生活利便性向上のため、生活利便施設の立地誘導の検討を進めます」というのが65ページにありまして、また実現の方策としましても「便利な暮らしを支える駅周辺を目指した利便施設等の誘導・整備」、74ページに記されていました。

すなわち、都市計画マスタープランでは、近鉄石見駅周辺整備は、道路、踏切、ロータリーの整備で終わるものではなく、その先に生活利便施設の誘導・整備があるということを語っております。

今年度は、踏切・道路整備の最終年度と示されています。また、駅周辺のこれからの町づくりについては、ワークショップ等を開催して住民の声を聞くといった計画が示されています。が、他方、住民の皆さんからは「この工事はこれで終わりなのか」、「この先どうするつもりなのか」、「この先の整備といってもお金はあるのか」といった不安の声が聞かれます。要は、この先の開発計画があるのかどうなのかについての町としての明確な意思表示がないことが、不安のもととなっていると思われます。

そもそも都市計画マスタープランには、非常に多くの記載があり、また実施期間も10年、20年と足の長いものがいろいろ書かれているようですが、本案件については、都市計画マスタープランの中でも重点推進施策に含まれることから、10年後、20年後の話ではないと思います。これからの事業の規模、時期、そして事業にける思いはどのようなものなのかを住民の皆さんに表明するのがよいのではないのでしょうか。

都市計画マスタープランを進めるという観点から、今後の石見駅周辺の特に生活利便施設の誘導・整備について、町が必要と考えること、有効と考えること、実現可能と考えること

の意思表示を伺います。

再質問は自席でやらさせていただきます。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（森田浩司君） 2番、松本議員のご質問に回答させていただきます。

三宅町都市計画マスタープランは、三宅町総合計画の基本構想に即して策定されました。

基本構想策定に当たり、町民意向調査を行い、町民の皆様の三宅町に対しての考え方や思いをお聞かせ願いました。

意向調査の結果、三宅町が特に力を入れて進めていくべき町づくりの回答は、「身近にあって日常的な買い物に便利なスーパーやドラッグストアなどの誘致」が24.8%と最も高く、次いで「医療・保健・福祉施設等の充実」が13.2%となっており、この結果を踏まえ、都市計画マスタープランにおいて重点推進施策における近鉄石見駅周辺整備の推進施策の中で、「便利な暮らしを支える駅周辺を目指した利便施設等の誘導・整備」という表現にし、意向調査の結果を反映させたものとしております。

また、奈良県と協定した「まちづくりに関する包括協定」において、石見駅周辺地区の町づくりについて、ワークショップで意見交換をしていただき、その結果を今後の石見駅周辺地区の町づくりとして反映させたいと考えております。

また、現在、三宅町商業施設等立地促進条例により、奨励金を設け、商業施設、医療施設、福祉施設の誘致に努めておりますが、駅周辺でエリア指定を行い、コンビニや医療施設などの小規模施設も対象となるように条例の改正も検討してまいります。

町といたしましては、生活利便施設の誘導はしっかりと行い、整備に関しては、民間の力を最大限に活用したいと思っておりますが、その際には用地等、地元皆様の協力が必要と考えております。

以上で、松本議員の一般質問の回答とさせていただきます。

○議長（植村ケイ子君） 再質問、松本 健君。

○2番（松本 健君） ありがとうございます。

利便施設の誘導・整備は、住民意向を反映させたものであると、生活利便施設の誘導はしっかりと行っていきたいという回答があったと思います。それは、やりますということでしょうかと思っているんですけれども、生活利便施設の誘導はしっかり行いというのは、誘導はしましたけれども、実際ものはできませんでしたじゃ、やっぱり不足、失敗ということにな

ると思いますんで、そういう形でしっかり進めていただければなと思います。

続きまして、この中で生活利便施設というふうに話をまとめていただいておりますが、それは具体的に、何と何と何のようなものをイメージされているか、お答えいただければありがたいんですけれども。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（森田浩司君） 先ほども回答させていただいたとおり、住民さんの声としてよく聞かれるのは、ちょっとした買い物に便利な施設があればという声をたくさんいただきます。例えばコンビニのようなというようにお声というのをたくさんいただいております。その辺もどのような施設なのかという中は、条例改正の内容も踏まえて検討する課題であるというふうに認識しております。

○議長（植村ケイ子君） 松本君。

○2番（松本 健君） コンビニのような商業施設というのはイメージされていると、あとはいろいろと話の中で出てきていますけれども、改札を西側、ロータリー側に置くとか、商業施設じゃないものでも、その生活利便性の向上というのは結構いろいろあると思うんですけれども、民間の協力が必要で、できないことであったり、町がみずから住民が近くで集まれる場をつくるだとか、公園の中をどのように開放して何を使うとか、そういうのもやれると思いますんで、そういうのも全部含めた形で、やっぱり利便施設の誘導・整備というふうに受け取らせていただきたいと思います。あと何かありましたら。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（森田浩司君） 今、議員おっしゃったように、確かにその必要性は私も感じています。その中で何ができるか等を今年度行いますワークショップなどでしっかりと議論をしながら、皆さんとともに整備というところについて考えていきたいと考えております。

○議長（植村ケイ子君） 松本君。

○2番（松本 健君） ワークショップにも関連してなんですけれども、回答いただいたものの中に、また奈良県と協定した町づくりに関する包括協定においてやっていきたいというふうな話がありました。県との協定というのは、やっぱり一つの実現するための手段であって、それが全てじゃないと考えております。というのは、最終的には町がリーダーシップを持って駅前開発をすべきことで、それに県との協定を利用するという姿勢でももちろんやれることだと思いますが、特に何が必要なのか、何をつくらなくちゃいけないのか、いつまでにつくらなくちゃいけないのかというところは、ぜひとも県との協定が何年から、来年から

なんで来年からですとか、時期に関してはそうじゃなくて、リーダーシップを持って進めていただけることを期待しております。

その中で、もちろん財政も絡む話ですので、じゃ、その駅前の生活利便施設の誘導及び整備はいつやるのかということについて、何かお答えいただければありがたいんですけども。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（森田浩司君） いつやるのかというご意見ですけども、今も商業施設の誘致というところは非常に進めているところです。しかし、課題があるのも、当然、進めれば進めるほど課題が多いということもわかってきているのが現状です。それを打開するために、やはり先ほども回答させていただいたとおり、行政としてできる側面の支援というところは、本当にできる場所は何なのかという本質的な議論というのを皆様とともに、しっかりと尽くしていきたいというふうに考えております。

○議長（植村ケイ子君） 松本君。

○2番（松本 健君） いつやるのかというか期限の話になった際に、やっぱり事業は全て財源が付きものというのはあると思います。片や過疎債、あと何年かでその先続くかどうかかわからない、そういった観点から過疎債を活用するということは、視野にまず置かれているのでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（森田浩司君） 今のお話であると、何か整備ありきで、過疎債を充てにいくという議論になっているかというふうに思われるんですけども、私自身はきっちりと、まず何が必要なのか、そしてどれが公が担うべきで、どれが民で担うべき、そして今の財政状況を踏まえ、今の状況であれば民の活用というのが、民間の力というのも今一番最初に、一番喫緊でできる取り組みだというふうに考えていますので、まずそこに力を入れていきたいというふうに考えております。何か整備ありきで過疎債を使うということは、今のところ考えておりません。

○議長（植村ケイ子君） 松本君。

○2番（松本 健君） 回答いただいた最後のほうに、何をやるにしても地元の住民さんの協力が必要だと、民間の力を最大限に活用する、住民と協働で町づくりするという意図だと思いますが、そういった場合、一つのアイデアとしまして、例えば駅前開発の利便性向上のためには、町はこれだけの財源を用意するよ、ここまでは出せると、それをもとにどういふものを、それをどういふふうに有効に使っていけばいいのかというような投げかけをしてい

ただければ、きっと住民の皆さんも活発な意見が出るのかなと、それはちょっと個人的に思っております。

だから、順番的に建物ありきで過疎債を何とかというふうな話じゃないにせよ、やっぱり財源というののおぼろげなイメージというのは、何を進めるにも必要かと思しますので、住民の声を聞く際にも、そういった幾らかの提言があれば活発に話が進むんじゃないかなというふうに思っております。いかがでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（森田浩司君） ご意見として賜りたいと思います。

○議長（植村ケイ子君） 松本君。

○2番（松本 健君） 今回の質問は、石見駅の整備についてという形ですが、どうしても僕は外せないところがありますので、これはやっぱり全体の過疎対策にかかわってくる問題だと考えております。

特に、マスタープランの東部、中部、西部というふうに分けた場合、東部の中での過疎対策というのに、やっぱり駅前の開発というのはすごくインパクトのあるものだと思いますが、片や駅前にこんなにお金使っていいんかというのは、東部じゃないところというか、もちろん石見駅を活用されない住民の皆さんもたくさんおられますので、住民の声を聞くといった場合に地元の声だけ聴くというよりも、やっぱりそれにこれだけ財政を投入してもいいんだというのを石見駅を活用されない方からも合意を形成する必要があると思います。

そういった場合、石見駅の開発は石見地区だけのものじゃなくて、三宅町全体としての財政の出動という形で捉える必要があると思うんですけれども、うなずいておられますので続けさせていただきます。そういった場合、石見駅周辺は石見駅にこれだけの財政を投入する用意があるといった場合、じゃ、西のほうはどうするんだ、中部地区はどうするんだみたいな話がいろいろ出てくると思いますので、結局は三宅町全体として過疎対策に、例えば過疎債をどこまで使うことができ、それを東部にはこれぐらい、中部にはこれぐらい、西部にはこれぐらい使う用意があるので、皆さんそれぞれ考えてくださいねみたいな、何か話の持っていく方というのはできないのかどうか。まず、今まで無理なく過疎債を使おうとしたら、幾らぐらいの財源を確保できるかというのを持たれているかをお伺いしたいと思います。

○議長（植村ケイ子君） 松本議員、ごめんね、今過疎債の問題を言っているわけ。

○2番（松本 健君） 石見駅の開発に伴って財源を確保する際に、どういうところからお金を持ってくるかという。

○議長（植村ケイ子君） 問いだけやね。

○2番（松本 健君） に対してなんですけれども。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（森田浩司君） 石見駅だけの、周辺だけで考える問題ではないというのは、議員のご指摘のごもっともかなと思っております。そのためにもタウンミーティングやまちづくりトークで各自治会や各種団体の方々と情報交換というか、説明をしていくことによって意見交換をして、合意形成というところをつくっていく必要性というのがあるのかなと思っております。過疎債の件に関しましては、過疎債も県の中の分配がありますので、一概に町でこれだけを用意できるというお約束ができない中に、無責任にこれだけありますということは申し上げられませんので、そういった中できっちりと財政との絡みも含めて行政で判断させていただきたいと思っております。

○議長（植村ケイ子君） 松本君。

○2番（松本 健君） いずれにしましても、住民の声、ワークショップ等で住民の声を聞く際には、約束はもちろんできないにしても、これぐらいの財源を投入する覚悟が町の行政にはあるんだというような背景も踏まえた上で、お話をされるのがよろしいんじゃないかなというふうに考えております。

ちなみに、現在、負債総額は大体30億ぐらいですかね。その半分を過疎債にすげかえることができたとしたら、15億の、実際手持ちは3分の1でいいから、10億ぐらいは負債を減らすことができるんですよ。10億分を負債に充てるとしたら過疎債は3倍の、ある意味レバレッジがあるから30億ぐらいの財源は今の負債比率のままで、ここあと2年間しかないですけれども、借りていくことは相手様のあることだから無理かもしれないですけれども、可能かもしれない。そうしたら東部、中部、西部、それぞれ10億ずつぐらいの規模で過疎対策をやりますというような話ができるのかなと、個人的には思っております。

そういった形で、特に東部に関しては、石見駅前の開発をどうするのかという、住民との合意の形成を進めていっていただきたいと考えております。何かコメントあったらお願いします。

○町長（森田浩司君） ご意見の参考とさせていただきます。

しかしながら、先ほども申したとおり、やはり過疎債というのは過疎地域全体での配分になっていますので、一概に三宅町だけがこれだけというところではお約束できないということを申し上げまして回答とさせていただきます。

○議長（植村ケイ子君） 松本君。

いいですか。

○2番（松本 健君） 以上で質問終わらせていただきたいと思います。

○議長（植村ケイ子君） 松本 健君の一般質問を終わります。

◇ 森 内 哲 也 君

○議長（植村ケイ子君） 続きまして、3番議員、森内哲也君の一般質問を許します。

森内哲也君。

○3番（森内哲也君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

質問のタイトルとして「小さな町の大きな文化」になってほしいことについてとタイトルをつけさせていただきました。

質問の内容です。

町の施策として実施された、あるいは今後も実施する予定にされているタウンミーティング、ワークショップ、まちづくりトークなど非常によいものだと考えています。すぐに何か効果があるのかと言われたら、なかなか返答は難しいかもしれませんが、「小さな町であるがゆえ、住民さんの知恵を結集しやすい」そんな長所になればと、私考えております。三宅町の文化として、「住民さんの声を聞くのが当たり前」そんなふうになっていけば理想だとも考えております。

そこで質問させていただきます。聞く側（行政側）にとって、首長の任期やその交代、任期による交代に左右されない継続的な取り組みとして、町に根づくような方向性についてのお考えはお持ちでしょうか。

また、聞く側（行政側）以上に、意見を言う側の文化（住民さんの意識）も変化していくことが必要だと考えておりますので、そちらのほうに対する取り組みなども、どんなふうにお考えなのかお聞かせいただけたらと思います。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（森田浩司君） 3番、森内議員のご質問に回答させていただきます。

本町は、協働の町づくりを推進するための一つの手段として、昨年度より実施している町民タウンミーティングに加え、大字別及び各種団体に向けての懇談会形式となる“まちづく

りトーク”を、さらには各業務において、一方通行的な伝達だけではなく、住民の皆様がみずから参加、体験する中、相互作用による創出を目的にワークショップ等の手法を展開しています。

ご質問にもありましたとおり、地域コミュニティの醸成は、すぐに効果が出るものではなく、継続的に取り組む必要があります。

そのためには、自治会、各種団体等自身が自立されていくことが重要であり、町行政は活動しやすい環境を整えることはもちろんのこと、特に住民の皆様が本町の町づくりの主体として、次の公共、公益的なサービスを担う仕組みづくりが必要であり、行政でしかできないこと、住民の皆様と協働でなし得ることをお互い前向きな意見を出し合い、確認し、理解し合うことも意識改革の一つであると思われます。

そのためにも、まちづくりトーク等、さまざまな取り組みを始めたものであり、今後、議員がおっしゃっている聞く側と言う側との変化の中から理想とする地域コミュニティが確立され、最終的には、お互いで協働の町づくりが当たり前となるような“文化”をつくってまいりたいと考えております。

○議長（植村ケイ子君） 森内君。

○3番（森内哲也君） 再質問させていただきます。

我々、選挙で選ばれていますんで、うるさい議員がおらんようになったとか、町長かわったからとかといって、今行われているタウンミーティングとかワークショップがなくなってしまうということをちょっと懸念しての質問なので、特に職員さんが「当たり前や、そんなことすんの」というふうな意識を持っていただくことが非常に大事なかなと思ってまして、その辺に対して、ちょっと町長に聞くのもあれかもわからないんですけども、どう思われているかというのをもう一度お聞きしたいんですけども。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（森田浩司君） 職員の理解というところもしていただくために、今年度からタウンミーティングのほうには、各部長のほうの参加というところで、職員参加というところもさせていただく予定としております。

○議長（植村ケイ子君） 森内君。

○3番（森内哲也君） そうしていただけるほうがやっぱりいいのかなと思います。

声を聞くということなんですけれども、聞くだけではやっぱりだめだと思っております。やっぱり聞いて、こんな意見がありましたよとまとめていただいて当然皆さんに見えるよう

にする、そこから合意をつくっていく、ある意味ふるい落としをかける、ちょっとこれはちゃうなと思うのは切るとか、取り上げるものは取り上げるということですよね。選んでいくというような作業になってきます。これに関しては情報公開とか、そういうのが非常に大事にはなってくると思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（森田浩司君） 情報公開の大切さというところは、非常に認識しているところでございます。議員がおっしゃるように、やはり共通の情報を共有化することによって問題意識とか、課題解決に向けての議論が進んでいくものと考えております。

○議長（植村ケイ子君） 森内君。

○3番（森内哲也君） そういうことであると僕も認識しておるんで、一緒の考えかなと思っておりますが、しかしなんですけれども、サイトをリニューアルしていただきました。なので、今ここに昨年よりタウンミーティングも実施したよと書いてあるんですけれども、昨年のタウンミーティング、要するに観光、さっき瀬角さんから質問あったトイレのこと出ていましたよね、みたいなのところのまとめというんですか、意見、今のリニューアルサイトで見られますか。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（森田浩司君） 議員ご指摘のとおり、今そういった回答というところは公表できていないのが現状です。ただし、それをまとめて今後進めていく中では、いただいた意見というのをしっかりと返していく必要性というのは認識しております。現在のところは、いただいたご意見というところで公開はさせていただいているところでございます。

○議長（植村ケイ子君） 森内君。

○3番（森内哲也君） 意見、公開、僕できていないような気がするんですけれども、というのは、昔の移る前のサイトは検索結果で出てきますが、飛ぶと、新しいリニューアルされましたよと出てきて、全部トップ画面にリダイレクトされるんです。そこから中を見たいんですけれども、検索出てこないということは、見られていないということかなと思いますんで、ちょっとその辺、サイトの管理とかというのは、どこの課がされているのかなと思いますけれども。

○議長（植村ケイ子君） 総務部長。

○総務部長（岡橋正識君） ただいまサイト管理のことにつきましては、私から回答させていただきます。

財政課のほうで、情報施策担当がおるんですけれども、今ご意見頂戴いたしましたので、旧サイトから新サイトへの移行に伴いまして、確認のほう再度させていただいて、今のタウンミーティングの部分なんですけれども、掲載するようにいたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（植村ケイ子君） 森内君。

○3番（森内哲也君） 職員さんの意識づけも大事なんではないかと、僕としては情報の管理とかで一元化するので財政課とおっしゃっているのでもいいと思うんですけれども、やっぱり今回タウンミーティング開いていただいた政策推進課のほうで、聞いてまとめて情報公開して、こんなふうに同意をしてくださいね、というところまで責任持って担当課でやってほしいというのが思いです。

というのも、複合施設も、いやもう公開するようにはしているんですよという返事はいただいたんですけれども、なかなか出てこないし、どうなってるんやろと言っても、いや、もう投げかけていますというのが、ちょっと縦割りの弊害というよりは、縦割りでやっぱりやるところはしっかりやってもらわないといけないのかなというところだと感じたので、ちょっとその辺の管理、あるいはここまでの意見を聞いてというところの業務の割り振り方みたいなのに対しては、ちょっとどうお考えかなとお聞きしたいんですけれども。

○議長（植村ケイ子君） 総務部長。

○総務部長（岡橋正識君） 情報システムの関係で再度お答えいたします。

確かに、新しいサイトに入りまして、以前のサイトとはツリーが変わっておりますので、これによってごらんいただけないというような話はよくいただいておりますので、もう一度その辺のツリーのつくり方につきまして、どこに何の情報がぶら下がっているのかなんですけれども、今のサイトでは最初に情報がまずありまして、以前のサイトではどうしても課に属したサイトになっておりましたので、この辺の整理のほうは再度させていただきたいと考えます。

失礼します。

○議長（植村ケイ子君） 森内君。

○3番（森内哲也君） せっかく町長いいことばっとやったださっているんですけれども、そこに情報見れへんかったら何の意味もないやん、結局やってないのと一緒にやん、みたいなこと言われたりとかとすると、ちょっと逆効果になってくるんで、町長はだっと突っ走っていただいてもいいかなとは思っているんですけれども、やはり担当課としても、ちゃんとまとめて

聞いて情報公開するということまではきっちりしていただきたいという思いでのことです。

ちょっと話は変わりますが、先ほど松本議員の質問からも石見駅のことについて出ていましたけれども、石見駅のワークショップ、タウンミーティングということで質問なんですけれども、自治会長さん宛てに、3名まで話聞くから選んでねみたいな案内が出ているかと思うんですが、それがワークショップという理解になるのでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 江蔵さん。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） まちづくり推進部として回答させていただきます。

石見駅周辺整備のワークショップに関しましては、石見駅を中心とする近隣の自治会様及び各種団体様に一部集まっていたいただき、ワークショップを開きたいと今考えております。

以上です。

○3番（森内哲也君） それがワークショップだということですよという理解でよろしいんですよね。じゃ、ちょっと自治会長のほうに、僕に直接きたわけじゃないんですけれども、3名までとかといって、もうそっちで選んでくれよみたいな形なんで、ちょっともっとオープンなものに、どこかの関係団体ということなんで、団体に所属していないと意見も言えないとか、自治会長からちょっと活動と疎遠になっていたりする方の意見というのは、もう吸い上げられない、吸い上げないというふうになってしまうんですけれども、それでよろしいんですか、本当に。

○議長（植村ケイ子君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） ワークショップは1回だけではございません。まだ何回も開きますので、皆さんの意見の吸い上げは各種いろんな方の、人をかえながらでもやっていきたいと思っております。

○3番（森内哲也君） ということは、とりあえず1回目は自治会、関係団体に人数制限して投げかけるけれども、それ以降はもうちょっとオープンにするという理解でよろしいでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 森内君、まちづくりトークのこの辺にきているよね。

○3番（森内哲也君） 今後のあり方なので、石見駅でやるというのも今までの中で聞いているんで、ちょっとその辺をはっきりしていただきたいんですけれども。

○議長（植村ケイ子君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 1回目開かせていただきまして、意見の出方とか、どういう方向性か、1回検討させていただきます。次にまたどういうメンバーで開くかは、ま

た内部で検討させていただきたいと思っております。

○議長（植村ケイ子君） 森内君。

○3番（森内哲也君） ちょっと何か僕だけかもわかりませんが、考えているタウンミーティングとかワークショップという認識が、何かずれているなという違和感は非常にあります。

複合施設のワークショップ開いていただきました。まだこれからもやっていくというふうには聞いていますが、出られた方から、行政の何かもう方向性が決まっとなってアリバイづくりに参加したりするのはもういややとか、何か私意見言ったら、足を引っ張っているようなことになって参加しにくいとかという話もちょうと聞いているんです。ということは、やっぱりまとめるとか同意を得るとかという段階がすっとなでるとか、ちゃんとできていなくて、聞くのは聞くけれども、結局、「僕の言うた、私の言うた意見で、どこに反映されているのかわからへん、全然」ということの声だとは思っているんで、さっきの情報公開とかという話もつながってくるんですけれども、やっぱりそこまではきちっと声を聞くというのは非常にいいことだと思うので、担当部局で、財政課で管理しとるかかわからへんねんみたいなことには絶対にしないでいただきたいということで、一般質問終わらせていただけたらなと思います。

○議長（植村ケイ子君） それでいいでしょうか。

○3番（森内哲也君） はい。

○議長（植村ケイ子君） 森内哲也君の一般質問を終わります。

◇ 川 口 靖 夫 君

○議長（植村ケイ子君） 続きまして、8番議員、川口靖夫君の一般質問を許します。

川口靖夫君。

○8番（川口靖夫君） 一般質問を行います。

まず1つ目、町内での診療所（病院）の開設についてでございますが、本年11月に町内で診療所の開設予定であると聞いております。予定どおり開設されるのでしょうか。行政としてどのあたりまで把握しておられるのかお聞かせください。

2つ目、複合施設整備について。

町長は、概要報告及び説明の中での方向性について、多様化する住民ニーズによる地域課題に対して、一つの解決策となり得る拠点「子育て支援」、「生涯学習」、「共有スペー

ス」、「コントロールセンター」等、常時人が行き交い、にぎわいの場、交流の場、拠点となる場所はコンパクトな町の利点を生かし、三宅町第3次基本構想に定める行政教育福祉ゾーン、役場周辺あたりを考えているとこのように述べられています。非常に楽しいことで、実現すれば町民も喜んでくれるものと期待いたします。

ただ、私には1点だけ懸念することがございます。高齢者の足の便であります。今後ますます高齢化になる中で、車は乗らない、自転車は危ない、コンパクトな町といえども、徒歩約20分から25分かけなくては目的地に行けない地域住民もいます。常時、行きたいと思っている方でもおっくうで行かなくなれば非常に残念であります。まだ3年先のことでございますが、高齢者の足の便について一考願えれば幸いです。町長のお考えをお聞かせください。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（森田浩司君） 8番、川口議員のご質問に回答させていただきます。

まず1点目、町内での診療所の開設についてのご質問ですが、平成30年3月定例会に先立って2月28日にご参集をいただきました事前説明の中で、「みやけクリニック設立計画」としてペーパーを配付の上、情報提供させていたところでございますが、その後、新たな情報は得ておりません。

本町といたしましては、平成28年4月に三宅町商業施設等立地促進条例を制定し、奨励金を設けるなど商業施設、医療施設、福祉施設等の誘致に努めてまいりました。この取り組みは、町内の医療施設を切望する住民の方々からの声も多くございましたところ、このたびの医療施設の新規開設のきっかけになったのではないかと考えております。

今後も、医療施設を初め、商工業施設等の誘致を推進してまいりたいと考えております。

2点目の複合施設整備についてのご質問ですが、議員おっしゃるように高齢化は待ってられません。今回、建設を予定する複合施設の将来像を「多世代がつながり地域の魅力が創出される町民ひとりひとりの“居場所”」として進めております。本施設が子供たちから高齢者の方々まで何らかのつながりが起こる場所に、若い方たちがそこに行けば何かしらのコミュニティが発生する場所になればと考えております。

そのためには、住民の皆さんのマンパワーが必要不可欠であり、行政による一方的な運営だけでなく、住民の皆様とともに運営する施設形態が求められています。

議員が懸念されている高齢者の移動支援については、地域公共交通タクシー補助制度をご活用いただくと非常に便利であると考えています。そこで、お一人で乗車されるのではなく、

隣近所の方々に誘い合わせて乗車して来ていただくことにより、単なる交通手段の確保だけでなく、近隣の方々と地域コミュニティの形成にもつながるといえます。

また、昨今、住民同士でお車に乗れる方が、乗れない方の移動手段となっていただけの“相乗り交通”の取り組みを研究、または社会実験として実践されている地域もあり、高齢者の移動ニーズに対応する上で、ICTを活用した先進的な取り組みとして、今後、本町でも検討を要するものの一つと考えます。

いずれにいたしましても、町行政が公共・公益的なサービスをただ単に提供するだけでなく、協働の町づくりへの取り組みとして、住民の皆様の知恵と力を結集することにより、高齢者等の交通弱者にも優しい町づくりを推進してまいりたいと考えております。

○議長（植村ケイ子君） 川口君。

○8番（川口靖夫君） 1つ目の診療所の件ですが、それでは11月の開設予定はどうなっているのでしょうか。まだ場所なんか、それらは全然情報が入ってきていないのでしょうか。もう少し積極的に情報収集するとか、そういう姿勢がちょっとほしいと私は思うんですけども。それが1つ。

それから、複合施設であります。非常に中身の濃い回答でよろしいかと思いますが、一つだけ、タクシー補助券、今現在、年間48枚支給されております。1回外出するのに、これ往復ですから2枚いりますね。したがって、年間では24回、月に直すと2回、月に2回で終了することは2週間に1回と、買い物、病院へはその程度で私はよろしいかと思いますが、さて、複合施設、非常にね、3年先のことでどうなるか私もちょっとわかりませんが、非常に好評であれば1週間に1回はのぞきに行きたい、行きたいと、こういう方が出てくるんじゃないでしょうか。

まして高齢者ふえてきて、こういう言い方すれば失礼ですが、高齢者は暇ですからね。遊びに行きたい、なかなかええところやと、好評でなればなるほど1週間に1回はのぞきに行きたいと、そうなれば月に4回、この今の48枚を倍にせんならいかんという勘定になるんですが、しかし、回答の中で、それを誘い合わせて来られると、これはなかなかいいんですが、そのように誘導していただきたいと思いますが、それを含めて、もう一度町長、お考えを聞かせてください。

○議長（植村ケイ子君） 診療所のその件の再確認とタクシー券の使い方じゃなかったかなと思うんですけども。

町長、答えられる範囲でいいんじゃないでしょうか。

○８番（川口靖夫君） 答えられる範囲内で結構ですよ。

○議長（植村ケイ子君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） それでは診療所の件なんですけれども、担当者自身は補助金の関係ございますので、連絡は常時取り合ってくれています。ただ、認可申請等の関係がありますので、担当者自身が情報を出せないということがあるらしいんです。先ほど町長言われた正式な病院からの情報はないというふうに、町長答えさせていただいたわけなんです。それでご了解願いたいと思います。

○議長（植村ケイ子君） 川口議員、そんな点はそこでいいですか。了解いただけましたか。

○８番（川口靖夫君） それで、その件についてはよろしいんですけれども。

○議長（植村ケイ子君） 町長が回答してくださるそうですから、ちょっと着座していただきます。

町長。

○町長（森田浩司君） クリニック設立の計画ということで、お伺いしている範囲なんですけれども、開設が2018年11月５日開設ということで、今のところ町としてお聞きしているところでございます。

○議長（植村ケイ子君） 川口議員さん、診療所の開設の件はそれでご理解いただけましたか。

○８番（川口靖夫君） それで結構です。まだ、この病院にかかわらず、いろんな商業施設も、町の姿勢ではなしに、積極的に県、あるいはそういう関係のところへ行って勧誘なり、積極的に動いてほしいなということ、私は思います。待っていたら誰も来ませんのでね。回答はよろしいです。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。

積極的にということでお伺い、お話、ご意見いただいているところですが、あすもダイハツのビジネスフェアに参加させていただいて、企業誘致のほうのPRというところも取り組ませていただきたいと思います。また、県の企業立地セミナーのほうで今年度講演をさせていただくことということでお話をいただいております。引き続き県と連携をとりながら、企業誘致のほうというところも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○８番（川口靖夫君） ありがとうございます。

○議長（植村ケイ子君） その後タクシー券の。

森本部長。

○みやけイノベーション推進部長（森本典秀君） 地域公共タクシーの利用の件なんですが、3月にちょっとお話もさせていただきましたが、3月から4月にかけてアンケートのほうをいろいろとらせていただきました。その中で、補助券48枚あるんですが、40枚以上利用されているという方が23%余りでした。ほとんどの方が枚数的にはまだちょっと余裕があるというような分析結果になっています。

それと、もう一つ、相乗りの件ございましたけれども、相乗りのほうも本人さん1人で乗車されるのか、2人以上されるのかというアンケートもとらせていただきました。その中には特に半数以上、254名中247名、59.7%の人がほとんど1人で利用されているというような回答でございますので、また、相乗りのほうもいろいろもちろん課題もございます。その辺も町としてはいろいろ検討していかなければならないことだとは考えておりますので、今後そういうような推進もしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（植村ケイ子君） 川口議員、再質問。

○8番（川口靖夫君） 最後。

○議長（植村ケイ子君） はい。

○8番（川口靖夫君） そのように何事も金の要ることでございますんで、住民の協力を得て、できるだけ金の支出の少ないように努めていただいたら結構かなと思います。

以上で終わります。

○議長（植村ケイ子君） ありがとうございます。

川口靖夫君の一般質問を終わります。

◇ 辰 巳 光 則 君

○議長（植村ケイ子君） 続きまして、4番議員、辰巳光則君の一般質問を許します。

辰巳光則君。

○4番（辰巳光則君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきたいと思えます。

私からは3点、1つ目、空き家対策と移住・定住促進について。

昨年も議会の中で一般質問がありましたが、その後の進捗と町の方針をお聞きします。

数年前から調査されていた特定空き家の認定は何軒で、今後その対策はどうされますか。先日読売新聞に太子道の集いの記事が掲載されていました。マスコミに取り上げられたことで、初めて三宅町を訪れられる観光客の方に対し、景観上もよくない空き家があるという

ことは、町にとってはマイナス材料だと思われますが、その後、新たな対策はあるでしょうか、お訪ねしたい。

また、特定空き家とまではいなくても、状態がよいままで放置されている空き家も数多くあると思います。本町としましても空き家バンクに登録し、有効活用を模索されていると思いますが、空き家バンクの登録数、成約数、利用希望登録数は各何件でしょうか。空き家バンク以外の空き家の有効活用の本町の方針、対策をお聞かせ願いたい。

2つ目、町の防犯対策について。

5月初旬、新潟県で小学校低学年の児童が犠牲になる凄惨な事件が起こりました。地域住民の方々は、こんな田舎でこのような事件が起こるとは予想もしていなかったと口々におっしゃられていました。今の日本で、この場所なら絶対大丈夫という場所は残念ながらないように思います。町民の安心・安全を守るため、本町としては何か対策はお持ちでしょうか。お聞かせ願いたい。

3つ目、細分化された家庭ごみの取り扱いについて。

今年度4月より、本町でもごみの分別と粗大ごみの出し方が大きく変わりました。もちろん今回の細分化が近隣市町村と比べてスタンダードだということはよく理解できるのですが、超高齢化社会の中、我が三宅町でも高齢者が多く、住民サイドではかなり混乱しているとの相談をよく受けます。住民向けの説明会等、今一度告知広報活動などを行う予定などはないのでしょうか。お尋ねしたい。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（森田浩司君） 4番、辰巳光則議員のご質問に回答させていただきます。

昨年も議会の中でについては、昨年3月、瀬角議員の町内における特定空き家の安全対策についての一般質問として回答させていただきます。その後の進捗と町の方針につきましては、来年度に特定空き家等を判定する際の基準を作成しますと回答させていただいたとおり、平成29年9月と平成30年2月の2回、三宅町空き家対策協議会を開催し、特定空き家等を判定する基準についてご審議を願い、本年度の第1回目協議会までには判定基準を確定させ、危険性のある空き家を特定空き家等に指定できるよう協議会に諮る予定です。特定空き家等の措置として助言、または指導、勧告、命令、代執行という法手続に基づき執行するという方針に変更はございません。

続きまして、数年前から調査されていた特定空き家の認定は何件で、その後の対策はとのご質問ですが、平成28年度より行いました調査は、外観目視等による家屋に対する空き家の

判断と、その空き家の老朽度判定で、空き家等候補と判定されたのが159戸、そのうち状態がよい空き家は128戸、状態が悪い空き家は14戸という結果となっております。先ほどご説明させていただいたとおり、特定空き家等の指定はこれからの作業となり、現時点では、特定空き家等はありません。

その後、新たな対策とのご質問ですが、去年の一般質問の回答でお答えさせていただいた回答と同じ回答となりますが、現状の現時点において法の中での解決は大変難しいものとなっております。現地の定期的なパトロールと所有者への指導を行っていきたいと思っております。なお、先ほども申し上げましたが、次回の協議会には危険性のある空き家について、特定空き家等に指定されるように努力してまいりたいと考えております。

続きまして、空き家バンクでの登録数、成約数、利用希望登録数は各何件でしょうかのご質問ですが、現在、先ほど説明させていただいた空き家等候補で、現時点において連絡先が判明しております所有者にアンケート用紙の送付を行っております。そのアンケート用紙の回収後、希望者には空き家バンクの利用をお勧めする予定ですが、アンケート用紙送付前に既に1件の登録があり、アンケート用紙送付後すぐに数件の問い合わせがきていると聞いております。

続いて、空き家バンク以外の空き家の有効利用の本町の方針、対策をお聞かせ願いたいのご質問ですが、三宅町におきましては、平成29年3月に平成38年度までの10年間の「三宅町空き家等対策計画」を策定しております。

計画書内には、空き家の利活用についての記載があり、町といたしましては、空き家バンクを活用して空き家等の利活用の促進を図るのが最もよい方法と判断し、平成30年度に予算計上を行い、現在事業を行っているところでございます。

今回のアンケート結果及び空き家の所有者の面談等により、ほかの方法を希望されているということがあれば柔軟に対応したいと考えておりますが、空き家の情報は個人情報であり、空き家の所有者本人が希望されなければ町は何もできないのが現実です。

空き家は、あくまでも所有者の資産であり、空き家を適正に管理するのは空き家所有者の責務であります。特定空き家等に指定された以外の空き家に関しては、空き家所有者の意向をよく確認し、同意を得た後に対応を行わなければならないと考えております。

続いて、町の防犯対策についてのご質問に回答させていただきます。

地域の安全に対する取り組みとしては、公用車の安全運転、運行管理に資することにあわせて、防犯を目的にドライブレコーダーの搭載も始めております。平成29年度には清掃車全

車となるパッカー車3台、ダンプ車2台、軽トラック2台への導入を行い、平成30年度には総務課所管の公用車10台のうち、日々運行の頻度が高い5台への導入を計画しております。残り5台につきましては、次年度におきまして予算計上をさせていただきたいと考えております。

また、街頭の防犯カメラについては、石見駅前に2台、但馬駅前に1台を導入しており、石見駅周辺整備事業においては3台の新設を行ってまいります。太子道沿いでは民間事業者との連携による自動販売機に併設するカメラを設置いただいているところございまして、犯罪抑止効果を期待するとともに、捜査機関からの照会等の対応も行っております。

また、西石見地区では自主事業においてカメラを設置されておられる例もございます。

夜間の防犯対策としては、明るさと安心の向上のため、本年度より3年をかけて町管理の防犯灯・街路灯のLED化と照度アップに取り組めます。現在、現地の詳細調査と電力会社データの突合を行っており、近日中に工事発注をいたします。

昨年度は、小柳自治会においてコミュニティー助成を活用し、防犯灯のLED化に取り組み、三河・東屏風においては自主的な事業の中でLED化を進めておられることも認識しており、防犯に対して高い意識を持って地域での取り組みをいただいているところでございます。

防犯の意識の向上においては、三宅町生活安全条例に基づく生活安全推進協議会を組織し、天理警察署と地域住民、小学校・幼稚園の保護者が情報を共有し、見守り、街頭啓発に努めているところであり、また、自治会で取り組んでいただいております自主防犯活動に対しては、平成29年度において6団体より申請があり、活動費の助成を行ったところでございます。

辰巳議員が指摘されるよう、子供が巻き込まれる悲惨な事件が後を絶ちません。特に、子供は小学校への進学を機に、一人で行動する機会は大幅に増加します。小学生も未就学児や中学生と比較し、略取誘拐や強制わいせつなど、子供の心身に深刻なダメージを受ける犯罪に巻き込まれる率が高くなっています。

学校における安全教育と対策の強化、登下校における学校と地域の連携、協力のもと、今後も防犯施設の充実と地域住民の皆様との協働の中から、安心・安全への取り組みを継続してまいりたいと考えております。

続いて、細分化された家庭ごみの取り扱いについて回答させていただきます。

住民向けの説明会等、告知広報活動などを行う予定はないのでしょうかとのお尋ねでございますが、三宅町では、現在、天理市を含め、2市7町1村でごみを共同で処理するため、

平成28年4月に山辺・県北西部広域環境衛生組合を設立し、平成36年2月を稼働目標として、ごみ処理施設の建設に向けた準備を進めており、ごみの分別につきましても統一されていることから、三宅町においてもそれに対応するため、分別の変更を行ったところでございます。

4月から変更しました家庭ごみの分別と粗大ごみの出し方については、住民の皆様から問い合わせなどをいただいております、その都度、3月に配布いたしました家庭ごみ分別の手引きの内容を踏まえさせていただきながら、対応させていただいているところであります。

なお、住民向けの説明会についてですが、三宅町婦人会を初めとした各種団体からの要望を受け、既に4月21日に行ったところであり、三宅町民生児童委員協議会からも現在依頼を受け、7月17日に開催が予定されます定例会において、ご説明をいただくこととなっております。また、説明会を行ってほしいとの要望をお聞きしている自治会もございますので、自治会長会での告知を含め、ご要望をいただきましたら日程等を調整させていただきます。

ごみの分別を進めるに当たっては、住民の皆様のご理解とご協力が不可欠でございます。

今後も、さらなるごみの減量化、資源化の推進に向け、十分な対応に努め、町民の皆様のご協力をいただきながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いし、辰巳光則議員の一般質問の回答とさせていただきます。

○議長（植村ケイ子君） 辰巳光則君、再質問。

○4番（辰巳光則君） ありがとうございます。

まず、では、空き家のほうから再質問させていただきたいんですが、先ほど瀬角議員のほうからもありましたように、当該の太子道沿いの家については、もう何年も前から問題提起をしまして、その都度こういうような回答になっているんですけれども、それは倣いということもさっきありましたが、本年度第1回目の協議会までに判定基準を確定させ、協議会行っていくことなんですけれども、いつごろ協議会をして、いつごろ特定空き家という判定をされる予定なんでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 現在のところ予定ですが、8月に今のところ予定しております。事前に前回各議員さんからご指摘のほう受けました基準書について、ほぼでき上がっておりますので、今後、各議員さんへの説明を開始したいと考えております。特定空き家に関しましては、先ほど町長のほうから説明ありましたとおり、次の委員会に諮り、各委員さんのご承認を得たいと考えております。

○4番（辰巳光則君） 委員会で、その当該のところは決定すると考えていいんでしょう

か。

○議長（植村ケイ子君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） それで協議会のほうで問題なしということでご判断いただければ特定空き家として、とりあえずは決定する予定です。

○4番（辰巳光則君） じゃ、その8月に特定空き家の指定をなったとしたときに、この指導、勧告、命令、代執行ということでスケジュールは進んでいくと思うんですけども、じゃ、当該の家に対しては代執行、将来的にはもうやっていくという認識でいいんでしょうか。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 辰巳議員言われましたように、今から助言及び指導、決まりましたらそういう方向で、当然それに対して相手さんの意見も徴収しなきゃあきません。それで改善されない場合は、今後、勧告と、勧告となりましたら、固定資産税の住宅用地特例からも除外ということが始まります。それでも聞き入れない場合は、今度は命令ということになって、ただ、そうなっても相手さんの意見を徴収して、ちゃんとした日数をとらなければならない、その後、事前通知を行い、標識の設置、工事、それでその後、代執行ということになるんですけども、文書による戒告、代執行命令書による通知、費用の徴収等々、これからいろんな手続きをどんどん踏んでいかんと、ただ、ちょっと前にも申し上げたと思うんですけども、ちょっと問題のある家ですて、その問題をクリアできるかどうか、委員会のほうでちょっと協議願いたいと事務局のほうは考えているということ聞いております。

以上です。

○4番（辰巳光則君） じゃ、最終的には指定されたけれども問題があつて、仮に、じゃ、代執行したところでその潰した家を回収できなかったらということかと思うんですが、仮にそういう場合やったら、それはもうずっと放置したままにしとこうというお考えなんでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 一応そういう事前には議会の皆様のご同意を得たいと思うんですけども、要するに最終は費用の徴収ができないという可能性がある、それでも議員の皆様がその辺について同意していただけるんやったら、そっちの方向をまた考えていかなければならないと私どもは思っております。

以上です。

○4番（辰巳光則君） そうですね、最終的には町の顔、顔とまでは言いませんけれども、観

光客の方が多く通られるということなんで、その費用は町持ちでというのも一つの政治判断というのも一つのと思いますし、もう一つは例えばですけれども、仮に前に簡単なテントじゃないですけれども、とりあえずはイラストつきのテントか何かで、ちょっと景観上覆い隠すというのも一つの手かなとは思いますが、ちょっとその辺もご検討いただければと思います。

この空き家のことで、上但馬内にも相当塀が今にも倒れかけているような空き家が存在するんですけれども、そこも並行して8月ぐらいには認定されるのでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 多分、辰巳議員さんのおっしゃっているのは、ちょっと塀がゆがんだ家だと思うんですけれども、なかなか特定空き家に判断されるのは家本体が対象になります。附属物に関しては、決定的な対象にはなりませんので、ちょっとこの場で特定空き家になるかどうかは、私の今の状況の判断ではちょっとしにくいところがございます。

以上です。

○4番（辰巳光則君） 今のご回答で特定空き家に該当するのは建物だけということですね。だから僕も今、当該の家に関しては、塀がもう今にも倒れそうで横を車で通るたびに、もうストレス感じながら車通っているんですけれども、じゃ、建物は僕らもよその土地なんで、中身は見られないんで今どんな現状かちょっとわかりませんが、国土交通省が出している特定空き家判断基準ガイドラインという30ページ以上のやつがあるうちの22ページの中に、「門又は塀。全部又は一部においてひび割れや破損が発生しているか否か、傾斜が見られる場合などを基に総合的な判断をする」と書いてあります。門、塀にひび割れ、破損が発生している、要は門とか塀が倒壊していても、その特定空き家に当たりますよという、これガイドラインであるんですけれども、町としてのこのガイドラインに対する見解は。

○議長（植村ケイ子君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 確かにそういう項目ございます。ただ、基本的に三宅町が設定する基準、先ほど議員言われている国土交通省のガイドラインをもとにそれつくったものなんですけれども、簡単に言いますと総合点で何ぼぐらいと、要するに大半の部分が壊れていなければ、なかなか特定空き家にするのは難しいものがございます。

今言われている家に関しましては、ちょっと外観目視だけなんですけれども、なかなかご立派なお家なんですけれども、実際に家屋内に立ち入り許可をとって、通知をしてから入っ

て、それからの特定空き家の基準となりますので、今のところほぼ確定できるのは、先ほど言った伴堂で言えば棟が落ちておりますので、ほぼ確定にはなると思うんですけども、これも協議会の判断と最終的にはなりますし、最初の判定は職員がやります。職員が判定できない場合は専門家の判定に持ち込みにということになりますので、なかなか特定空き家に指定するのは大変難しいところがあると聞いております。

以上です。

○4番（辰巳光則君） それじゃ、三宅町独自のこういうガイド基準はあるけれども、三宅町独自の判定としては建物ということでよろしいんですか。市町村で変わるんですか。

○議長（植村ケイ子君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 当初は県が率先して基準書をつくって、市町村それに従っていこうかなという話でなっていたんですけども、なかなかその辺ができなく、今さっきから言われている特定空き家の指定等、急がなければならないという事情がございますので、今各市町村とも独自案で、ただし、先ほど言われた国のガイドラインを逸脱することはいけません。あくまでもガイドラインを参考にして、ほぼ同じような内容で基準書をつくっております。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 8分ぐらいやから後の再質問のこと考えて、ちょっとあれしてください。

○4番（辰巳光則君） 独自案ということでしたので、僕もこの当該の塀を写真撮って、いろんな市町村聞いて回ったんですけども、これやったら特定空き家に指定できるというところも何町、何市かありましたんで、その辺は、もちろん責任は、先ほど瀬角議員から出ましたけれども、全くその持ち主にあるんかどうかわかりませんが、あれだけ傾いていて、これだけ声が上がっていたら、せめて塀だけでも中に押し込めるようなことを持ち主の人らと協議してもらえらるようなことをやってもらって、ちょっと一刻も早く解決していただきたいと、もう本当に何か事があってからでは遅いので。

それと、この中でアンケートお配りしていますということなんですが、今128軒がなかなか状態のよい空き家ということなんですけれども、この128軒中何軒ぐらいの方と連絡とれてアンケートとかで出せているんでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 今回6月初旬に通知させていただきましたのは105軒

というふうに聞いております。

以上です。

○4番（辰巳光則君） 今回、なぜこのような空き家バンクの質問をさせていただいたかというところ、結構これも私たちも議員勉強会、視察とかでいろいろ空き家の有効活用というところでいろいろ見てきまして、こういうふうにしたらええんちゃうか、ああいうふうにしたらいんちゃうかという助言をさせてもらっていますんで、その都度、空き家バンク、空き家バンクということやったんで、どれぐらい今進んでいるのかなということで質問させてもらったんですが、その辺も絡めてもらって、より有効に活用していただければと思います。

ちょっと時間がないんで、2つ目の防犯対策について、非常に回答をいただいて、なかなかすごくよく考えてもらっているなというのは実感できるんですが、これ一例なんです、兵庫県の伊丹市で、今、町内17校ある小学校の通学路に約1,000台の防犯カメラを設置し、刑法犯は約3割以上減っているという実例が出ています。もちろん町の規模も違うし、伊丹市ではこれに対して約4億円かかったと、それも地方創生事業に絡めて先進的やということで、お金が引っ張ってこられたみたいなんです、ちょっとここまでは行かずに、先ほども町が言っていますパッカー車、ダンプ車、軽トラック車、あと頻度の高い5台の公用車にドライブレコーダーつけるということなんです、残り5台についても早急にさせていただいたらと思います。

それとあと、例えばですけれども、社協であるとか、補助金出してくれるような外郭団体とか、よく町内うろうろしている、本当によく走っているような車にも補助金出してもそれをつけてもらって、もし何かあったときには情報提供くれるということで、それもつけるばかりではなく、ここに付けていますよ、三宅は犯罪許しませんよというような告知等してもらえたら、犯罪あってから犯人を捕まえる目的じゃなしに、もう犯罪させない、見ていますよという抑止効果を狙えるようなことがあればと思うんですが、その辺はその今のこの5台プラスとかというのは考えておられますでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 総務部長。

○総務部長（岡橋正識君） 今、辰巳議員のほうからはドライブレコーダー関連ですので、私のほうからお答えさせていただきます。

ドライブレコーダーなんですけれども、今言われましたように、今パッカー車と清掃車つけておりまして、今年度の5台導入いたしましたら広報なり告知活動というのは、ホームページなり広報紙のほうで十分させていただいて、抑止のほうに働くように努力したいと思い

ます。来年度残り5台ということで回答させていただきましたけれども、これ以外にも確かに議員おっしゃるように、町内での各事業者なり団体へのご協力というのにも必要と思いますので、町長の書いてありましたように生活安全推進協議会等もごございますので、この辺でこういったご意見もあるということも議題に出させていただきますながら、民間の方へのご協力ということも大事に進めていきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（植村ケイ子君） 辰巳議員。

○4番（辰巳光則君） ちょっとでもそのように取り組んでもらって、町の防犯を担えられればと思います。

時間本当ないんで、最後に家庭ごみのことなんです、住民向けに説明会、もう何回もやってくださるということで、非常にそれは住民さんにとってはわかりやすくありがたいことだとは思いますが、多分もうこれをやられる前に、このようなことは想定していたと思うんで、できればそれを実施される前に、何か月か前からでもこういう取り組みがあったらと思いますが、こういうふうにいついつに住民説明会されるということなんで、それでやっていってもらえたらと思ひまして、一般質問終わります。

○議長（植村ケイ子君） 全部もうご理解いただきましたね。

辰巳光則君の一般質問を終わります。

◇ 衣 川 喜 憲 君

○議長（植村ケイ子君） 続きまして、6番議員、衣川喜憲君の一般質問を許します。

衣川喜憲君。

○6番（衣川喜憲君） 議長の許しを得ましたので、2点について一般質問をさせていただきます。

1点目は、人権に関する取り組みについてでございます。

本町職員の人権に関する取り組みが不十分であると感じ、昨年6月第2回定例会で質問を行い、「今後、早急に基本的な考え方を策定する」との回答をいただきました。その後、検討され、進んでいることとは思いますが、まだ具体的な形で目に見えていませんので再度質問をいたします。

昨今、国の高級官僚によるセクハラ問題や旧優生保護法による障害者への差別事象、また他の自治体ですが、市民が直接窓口で「同和地区はどこか」といった質問をする等々、さま

ざまな人権問題が後を絶たないことはご承知のことと思います。そのため、行政は住民に対してあらゆる人権問題に関する教育・啓発を継続して行い、正しい認識を持って、それらの問題の解消に努めることが求められております。多くの住民に対応する職員の皆さんは、率先してこの問題の解消に努めなければなりません。

そこで本町職員に関する質問を行います。

1、行政組織内の人権問題啓発活動推進本部の平成29年度の本部会議はいつ開催され、案件はどのような内容だったのですか。

2、人権問題の窓口は総務課だと認識していますが、職員が関係する人権問題に関する事象は過去3年間に何件生じたのですか。そして、その事象にどのように対応されたのですか。

3、平成30年度には、職員の人権研修を行うと聞いておりますが、いつ、どのような内容で実施される予定なのでしょうか。例えばセクハラの研修は行われるのでしょうか。

人権問題の理解度は人さままで、研修を行ったから終わりというわけにはいきません。繰り返し取り組むことが必要です。職員への研修を早急に実施されることを強く要望するとともに、人権に関する取り組みについての町長の所見を伺います。

次に、補助金についてです。

本町におきましても、各種団体等にさまざまな補助金が交付され、それぞれの活動の運営等に活用され、町全体の活性化を図っていると考えております。ところで私は、長年にわたるほぼ同額と思われる補助金の交付に対し、いささか疑問を感じております。補助金のあり方については、委員会等で何度か質問をさせていただき、「全体的な見直しの中で検討したい」との回答をいただいておりますが、見直しが進んでいるようには見えておりません。また、団体は補助金ありきの体質となっているように感じています。

そこで質問いたします。

1、そもそも各種団体への補助金交付の目的は何であるのでしょうか。

2、見直しを行うのであれば、その視点はどこに置かれるのですか。

3、見直しは本当に行われるのでしょうか。そして、それはいつ行われるのでしょうか。

各種団体等には、補助金交付の目的を明確に伝えるとともに、団体等ができる限り早期に自立されるよう促していかれることも行政の責任の一つではないかと考えております。事は急には動きません。徐々に啓発を進めていくことで住民の理解も進み、住民と行政のよい関係が進んでいくと考えますが、補助金に関する町長の所見を伺います。

以上でございますが、再質問は自席から行わせていただきます。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（森田浩司君） 6 番、衣川議員のご質問にお答えさせていただきます。

1 つ目のご質問であります人権・同和問題啓発活動推進本部の設置についてお答えいたします。

昨年 6 月の定例会ご質問時には、未整備とご回答させていただきました要綱等につきましては、平成 29 年 8 月 1 日付で三宅町人権問題啓発活動推進本部設置要綱を制定しております。

その後、9 月 8 日に推進本部会議を開催し、本部構成員に対し、職場環境や日常業務において差別事象等に遭遇した場合には、事務局への報告を徹底することなどを周知させていただきました。その際、差別事象が発生した場合には、推進本部を直ちに招集し、情報の共有と対応策の検討を行うことを確認しておりますが、現在に至るまで報告事案はございません。

2 つ目のご質問にございます過去 3 年間にさかのぼりましても、職員が関係する差別事象は報告されておられません。

また、奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会においても差別事象の調査が毎年行われ、分析と対応について情報の共有が図られているところでもございます。

3 つ目のご質問にございます職員研修ですが、役場に対するさまざまな問い合わせには差別意識や悪意が隠されている場合がないとは言えません。行政職員には、問い合わせの意図や目的、相手の意識に十分注意を払い、人権意識の高揚を図れるよう適切な対応が求められています。人権問題を正しく理解し、正しい行動に移せる職員の育成は必然であり、必須であるとの考えのもと、今年度に入権問題に特化した職員研修を企画、実施してまいります。

研修内容につきましては、一昨年に施行された「部落差別解消推進法」、「ヘイトスピーチ解消推進法」、「障害者差別解消推進法」の新しい人権 3 法、「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」など、その意義や中身について学び、これから行政が果たすべき責任と役割について今一度確認することが大切であると考えております。

それ以外の研修として、例年男女共同参画の職員研修を実施しておりますので、「女性が働きやすい職場づくり」等をテーマに企画・実施等の予定をしているところであり、これらの課題に対して継続した取り組みを実施してまいります。

2 点目の補助金についての回答ですが、各種団体等への補助金の交付は、それぞれの補助金要綱に定める目的達成のため、公共の増進や住民の福祉に供することを前提としており、議員のご指摘されるよう、必ずしも自立を前提とした交付目的を明記しているものではございませんが、平成 26 年 2 月の三宅町補助金仕分け委員会の答申を受け、社会福祉協議会等、

法令に基づき設立されている団体への運営補助、その他の団体においても、見直しを加えながら予算の定める範囲内において交付を行ってきた実績ではございます。

当時21項目の補助事業について審議を賜ったわけではございますが、既に緑のカーテン事業、公園施設設置補修補助を廃止し、太子道の集いは運営形態を実行委員会に変更しております。平成30年度においては、「老人憩いの家活動補助金」、「友愛チーム訪問活動補助金」を新たに「高齢者地域活動推進事業補助金」として見直し、同じ目的を持った活動団体に広く交付対象を広げ、活動の推進を図る取り組みを実施しているところでございます。

また、地方創生加速化交付金を原資としておりますが、新たに地域ぐるみの子育て支援活動を行うグループの枠組みの促進のため、「子育て支援グループ活動推進補助金」を平成28年度に創設したところでございまして、現在6グループに交付決定を行っております。

議員のご指摘のとおり、当該団体等を含め、住民の理解のもと見直しを進めることが大切であり、予算を投じているからには、それぞれの本来の目的があって補助金を交付していることを互いに確認すべきであると考えているところであり、見直しの視点であると考えております。

また、本年度より計画しております「まちづくりトーク」は、各種団体も対象に実施してまいりますので、より近い距離での意見交換の中から、団体と行政の役割を話し合い、整理していくこともできるのではないかと考えております。

○議長（植村ケイ子君） 衣川議員。

○6番（衣川喜憲君） まず1点目ですが、先ほど回答の中にもありましたように、人権3法が2016年度に施行されております。ことしは2018年度です。1年間のブランクがあるのはどういう理由なんでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 岡橋総務部長。

○総務部長（岡橋正識君） 衣川議員さんのご質問では、人権の研修のことについてのブランクということでしょうか。

○6番（衣川喜憲君） はい。

○総務部長（岡橋正識君） 実際おっしゃられるように1年間のブランクございますけれども、今年度予算を新たにつけさせていただいて、今年度から実施してまいるところなんですけれども、1年間どうしてブランクあるのかということにつきましては、もうお答えのしようがないところでございます。実際今年度は3回の研修を予定しておりまして、2016年度に施行されましたこの3法を中心に人権研修を実施してまいりたいというふうに考えております。

○議長（植村ケイ子君） 衣川議員。

○6番（衣川喜憲君） 私がしつこいように人権問題について質問していますが、実際にできていたら質問はしません。できていないから質問するのであって、そのところを十分にくみ取っていただいて、早急に職員全体に対する研修をされるようにお願いします。要望します。

それから、次ですけれども、住民の目線で行政を進めていかないと人権の点でも非常に何かおかしいような要綱が出てくる場合があります。いわゆる上から目線の要綱が出るというようなことを感じたこともありますので、そのあたりはやはり十分に住民目線で、どう住民が受け取るのかということを考えていただきたいと申しますのは、セクハラを出しましたけれども、受け取る側がどう感じるかということまで配慮したものをやっていかないといけないということを言いたいわけです。そのあたりのことについて伺います。

○議長（植村ケイ子君） 考えの取り方によってどう考えているのかと、こういうことね、行政のほうはね。

町長。

○町長（森田浩司君） 確かにさまざまな考え方、一つの文章とっても、見る人からさまざまな角度で、捉え方というのはさまざま違うというのはあるかなというふうに思います。相互理解が進まるよう、しっかりと説明をしながら、さらに議員がおっしゃるように、多くの人に理解してもらえるようなつくりということを意識しながら取り組んでいく必要というのはあると考えております。

○議長（植村ケイ子君） 衣川議員。

○6番（衣川喜憲君） 必要があると言われた以上はやっていただきたいということです。こういうことをやりますというような答えを昨年度もいただきました。でも1年間はほとんど変わらなかった、だから再度質問しなければならないという実態があるわけです。そのあたりは真剣にやると言った以上は早く進めていただきたいと考えますが、その点はどうか。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（森田浩司君） 議員ご指摘いただいたとおり、遅くはなりましたけれども、ご指摘いただいたことをしっかりとするために、今年度から予算づけもさせていただきながら、取り組みというところをスタートさせていただいたところでございます。スピード感についてはもっと持たなければいけないというご指摘はいただきながら、着実に一つずつ、一歩ずつか

もしれませんが、前進していけるよう取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（植村ケイ子君） 衣川議員。

○6番（衣川喜憲君） 私は、人権研修を早急にやっていただきたいという要望を委員会と本会議等でさせていただきました。先日、職員研修が行われました。それは人権に関するものではなかったと思っております。まず、人権についてもっと真剣に考えていただきたい。そうじゃないとわからないうちに差別をしている実態があるわけです。そのあたりは十分に考えていただきたいということを要望して、次に移ります。

次、補助金の件ですけれども、補助金の目的につきまして回答いただいているわけですが、大きく分けて2つの種類があると私は思っています。そのあたりの認識はどのように考えられておられるのでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 衣川議員、もう一度わかりやすく、ちょっと。

○6番（衣川喜憲君） 補助金につきましては、各種団体を育成するための補助金、それからもう一つは、これを言うと答えを言うことになってしまうわけですが、本来行政がやらなければならない事業を団体にやっていただいているということで、補助金を出している場合があります。ついでにもう私が答えを言ってしまったんで、もう答えはいいですけれども、実際運営補助金につきましては、もう30年代、相変わらずほぼ同じ額の補助金を出しているような団体があります。その団体が社会貢献的な活動をしないう、しているように見えていない、しているかもしれません。私の目には見えていないような団体もあるということで、そのあたりについてはどういう考えをお持ちなんですか。

○議長（植村ケイ子君） 全部把握しているかということじゃないですか。

○6番（衣川喜憲君） 時間がないので進めますけれども、自分の趣味だけをやっているような団体があるわけです。趣味をやられることについては、文化にしろ、体育にしろ、それは自分の知識を得るため、あるいは体力の向上ということはよく理解できますが、それは自分のお金でやってもらうべきものであって、行政がお金を出すものではないと私は思っています。もちろん文化の向上、あるいは町民全体の体力の向上というような考え方で補助金が出ると思うんですが、単に自分の趣味で終わっている団体があるんじゃないかということです。だからそのあたり十分に把握されているのかどうか、社会貢献活動というのが、されたかどうかというようなあたりは把握されているのでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 総務部長。

○総務部長（岡橋正識君） すみません、全体的なことです。私のほうからご回答させて

てもらいますけれども、おっしゃっているのは例えば自治会とかそういった団体ではなくて、今おっしゃられた独自の活動をしておる団体に対して、補助をするのに見直しが全く進んでおらないという点でしょうか。例えば今言われたスポーツであるとか、文化という部分でしょうか。その辺につきましては、ちょっと私もお答えできる範囲が限られておりますので、今現在、金額面で資料がございまして、そこで見る限りは活動に応じて減額等をされているというような実態が見えますが、中身につきましてはちょっと私はお答えできかねるところがございますので、これぐらいの回答にさせていただきたいと思います。

○議長（植村ケイ子君） 衣川議員。

○6番（衣川喜憲君） 今申しましたように、各課からのそれぞれの団体に対して補助金が出ているわけですが、その補助金の目的を各担当課がそれぞれのおける団体に明確に伝えているかどうか、そのあたりは把握されているのでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） ということは極端に言えば、社会教育に社会教育、何々課、何々課という形の中のところで出している部分が、町長としては把握できているのかどうかと、こういうことですか。

町長。

○町長（森田浩司君） 各種補助について全体像を把握しているかということですが、予算ヒアリングのときに、必ず設置目的であったりというところもしっかりと精査した上で、ヒアリングというところを行っているところです。その中で要綱を必ず出すようにであったりというところで、ヒアリングの際には目的というところはどのようなところかという見直しというのはさせていただいているところでございます。

○議長（植村ケイ子君） 衣川議員。

○6番（衣川喜憲君） 担当課がその目的等について町長には報告していると思いますが、直接担当課が団体に対して、これはこういう目的ですから有効に活用してください、社会貢献活動も中にはやっていただきたいというような説明ができているかどうかを私は疑問に思っているということです。

それから、続いてですが、時間がないのでいきますけれども、平成26年2月に補助金に関する検討委員会の答申が出たと思います。26、27、28、29、4年間たっているわけですが、その中で見直しが行われたということは、先ほど町長の回答の中でありました。

このことについて、やっと動き出したというのが私の感想です。26年度から実施すべき、されたものもあるかと思いましたが、多くはそのまま、目玉なことはやっと30年度から実

施されたというふうなこと、だからあの検討会というのが実際何だったのかなというふうな疑問点は私は持っているわけです。とにかくスピード感が随分のんびりしているなど、要は継続して住民に対応していかないと、あしたからありませんよということでは住民の反発だけです。そのことについては先ほど町長の回答の中から継続して行っていきたいという回答をいただいていますので、言った以上は実施していただきたい。早急に実施していただきたいという思いです。

最後のほうは、感想、要望になりましたけれども、何か一言ありましたらいただいて、これで私の一般質問を終わりにいたします。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（森田浩司君） 私、就任して以来、議員のほうからもいろいろとご指摘、過去からのご指摘あったとは思いますが、議員がおっしゃるように、この見直しというところは必要性を感じていて、私就任して以来、取り組みをさせていただいているところでございます。しかし、先ほど議員もおっしゃったように、すぐに住民に説明のないまま強引に見直しを進めるというやり方は、いささか乱暴かなというふうに考えております。

その中で、今後これ出たところ全部が全部できるか、この答申の中にもどのようにすればいいかという提言もありますし、どうやってやるか考えるべきという抽象的な指摘もありますので、そういったところは継続的に見直しをかけていく必要、また、こういう補助金に関して第三者を交えた仕分けではないですけれども、必要性であったり、今の時代に即しているかという見直しというところの必要性というのは感じていますので、今後継続的にこの取り組み、毎年ではないかもしれないですけれども、何年かに1回の見直しを行うなど、どういったスキームが必要なのかというところも検討していきながら、取り組みを今後とも進めていきたいと思っております。

○議長（植村ケイ子君） いいですか。

○6番（衣川喜憲君） 最後になりますけれども、人権問題につきましても早急に取り組むべきことです。補助金については徐々に前にいかれているので結構かと思っておりますので、今後努力をお願いして質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） ありがとうございます。

これで衣川喜憲君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

◎町長挨拶

○議長（植村ケイ子君） 以上をもちまして、本定例会に提出されました案件は全て議了いたしました。

閉会に当たりまして、森田町長よりご挨拶をいただきます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、平成30年6月三宅町議会第2回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、10件の重要案件について慎重審議いただき、全議案のご可決、またご同意を賜りましたことに厚く御礼申し上げます。

町政におきましては、対話でつながる町づくりを進めるため、新たな取り組みとしてまちづくりトークを始めます。今月23日の小柳自治会を皮切りに、多くの皆様と意見交換をさせていただけるよう心待ちにしているところでございます。

また、昨年度に引き続き7月1日には、本年度第1回のタウンミーティングを開催させていただく計画であります。広報等でご周知申し上げておりますように、当日の託児も可能ですので、子育て世代の方々にも多数ご参加いただけるものになればと考えております。

このような取り組みを通じて、住民の皆様との直接対話を大切にしながら、住民の代表であり本町の政策決定をいただく議員の皆様との議論を重ね、ともによりよい町づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（植村ケイ子君） これをもちまして、平成30年6月三宅町議会第2回定例会を閉会いたします。

皆さん、どうもありがとうございました。

お疲れさまです。

（午後 0時20分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員